

高砂市総合政策審議会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高砂市総合政策審議会規則（平成27年高砂市規則第2号）（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、高砂市総合政策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に掲げる不開示情報に該当する事項について審議等を行う場合は、公開しないことができる。

2 会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(記録)

第3条 会議の記録は、会議の概要を記載するものとする。

2 会議の記録及び審議資料は、公開する。ただし、非公開の会議の記録及び審議資料は、次に掲げる事項を除き公開するものとする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号の氏名が推定され得ると会長が認める発言部分
- (3) 高砂市情報公開条例第7条各号に該当すると認められる事項
- (4) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(代理)

第4条 規則第4条第1項の委員が、事故その他やむを得ない理由により審議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(部会)

第5条 審議会に置く部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第1部会（共創・共治部会）

第5次総合計画における基本目標2、基本目標4に関連する市政の運営に関すること。

- (2) 第2部会（共生・共感部会）

第5次総合計画における基本目標1、基本目標3に関連する市政の運営に関すること。

(3) ワーキンググループ

第5次総合計画における市の個別課題に関すること。

(部会における準用)

第6条 第2条、第3条及び第4条の規定は、部会の運営について準用する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月22日から施行する。